

芸術選奨実施要項

令和 5 年 4 月 4 日
文 部 科 学 大 臣 決 定
一部改正令和 6 年 5 月 2 4 日

1 趣旨

芸術各分野において、毎年、国内若しくは国内外において優れた業績をあげた者又はその業績によってそれぞれの部門に新生面を開いた者を選奨し、これに芸術選奨文部科学大臣賞又は芸術選奨文部科学大臣新人賞をおくることによって我が国の芸術活動の奨励と振興に資する。

2 部門

- (1) 演劇（歌舞伎・能楽・文楽・新派・新劇・ミュージカル等の劇作家、演出家、演技者、舞台美術家等）
- (2) 映画（劇映画・記録映画等の演出家、脚本家、撮影者、演技者等）
- (3) 音楽（邦楽・洋楽・オペラ等の演奏家、指揮者、作曲家、演出家、舞台美術家等）
- (4) 舞踊（邦舞・洋舞等の舞踊家、演出振付家、舞台美術家等）
- (5) 文学（小説・短歌・俳句・詩・大衆文学・児童文学等の作家、翻訳家等）
- (6) 美術A（絵画（版画含む）・彫刻（インスタレーション含む）・工芸・書等の作家等）
- (7) 美術B（建築・デザイン・写真・映像・メディアアート・その他の新傾向の作家等）
- (8) メディア芸術（デジタル作品（デジタル技術を用いて作られたエンターテインメント作品等）・アニメーション・マンガの作家等）
- (9) 放送（ラジオ・テレビのドラマ・ドキュメンタリー等の作家、演出家、演技者等）
- (10) 大衆芸能（落語・講談・浪曲・漫才・大衆演劇・ショウ・ポピュラーミュージック等の作家、作曲家、演出家、演技者等）
- (11) 芸術振興（新しい領域や複数の部門・分野にわたり文化芸術活動を行っている者）
- (12) 評論（芸術活動に対して、活字等によって批評を行うことで芸術活動を支える芸術評論家等）

3 賞の対象

- (1) 賞は、文部科学大臣賞状及び賞金とする。
- (2) 芸術選奨文部科学大臣賞は、特に優れた業績をあげた芸術家等（原則として個人）を対象とするもので、各部門2名以内を原則とする。
- (3) 芸術選奨文部科学大臣新人賞は、新人の芸術家等（原則として個人）を対象とするもので、各部門2名以内を原則とする。

4 選考の時期

選考は、毎年、原則として1月中に行うものとし、選考の対象となる業績は、主として前々年の12月から前年の11月までの間にあげられたものとする。

5 選考方法

- (1) 文化庁長官は、実演家、専門家及び学識経験者の中から各部門の選考審査員及び推薦委員を委嘱する。ただし、評論部門には推薦委員を設けない。
- (2) 各部門の選考審査員及び推薦委員が、それぞれの部門にかかる候補者を推薦する。ただし、芸術振興部門及び評論部門については、他部門の選考審査員及び推薦委員からも推薦することができるものとする。また、美術A部門及び美術B部門の推薦委員は、美術A・B部門のいずれにも候補者を推薦できるものとする。
- (3) 各部門の選考審査員を構成員とした選考審査会を設置し、審査を行う。
- (4) 文部科学大臣は、選考審査会における審査結果を尊重して、受賞者を決定する。

6 実施細則

芸術選奨実施要項の実施に関して必要な事項は、文化庁次長が別に定める。

芸術選奨実施細則

平成11年 5月13日
文化庁次長決裁
一部改正平成13年 1月 6日
一部改正平成15年 4月 1日
一部改正平成16年 4月 1日
一部改正平成19年12月26日
一部改正平成24年 4月 1日
一部改正令和 5年 4月 4日

1 趣旨

この細則は、芸術選奨実施要項（令和5年4月4日文部科学大臣決定）6の規定に基づき、芸術選奨実施要項の実施に関して必要な事項を定める。

2 選考対象者

選考に当たっては、下記のことに留意する。

- (1) 過去に芸術選奨文部科学大臣賞又は同新人賞を受賞した者は、同一部門の同種の賞については対象としない。
- (2) 文化功労者、日本芸術院会員、重要無形文化財（各個認定）保持者、叙勲、紫綬褒章受章者、日本芸術院賞受賞者については対象としない。
- (3) 当該年の業績に加え、将来性、年齢、他の受賞歴等の過去の業績等も勘案するとともに、物故者は対象としない。
- (4) 受賞者の年齢は、授賞時原則として文部科学大臣賞は70歳未満、新人賞は50歳未満とする。
- (5) 受賞者は、芸術活動を通じて社会に貢献し、国民の模範となり得る者であることとする。

3 賞の対象にかかる補足事項

- (1) 実施要項2（11）芸術振興部門において定める「新しい領域や複数の部門・分野にわたり文化芸術活動を行っている者」とは、次の者をいう。
 - ①新たな芸術分野を創造し、又は普及させるなど著しい貢献のある者
 - ②複数の部門・分野にわたった文化芸術活動を行い、その活動が斯界に大きな影響を与えている者
 - ③他部門に該当しない文化芸術活動を行っている者で、その活動が国内若しくは国外において広く一般に認知され、一定の評価を得ている者
- (2) 実施要項3（3）に定める「新人の芸術家等」とは、次の者をいう。
 - ①活動の期間及び実績が比較的少ないこと。
 - ②今後活躍が大いに期待されること。

4 その他

- (1) 選考審査員及び推薦委員の任期は1年とする。ただし、再任を妨げない。
- (2) 選考審査員及び推薦委員は、次に掲げるものに該当すると自ら判断する場合又は選考審査会等において判断された場合は、推薦及び選考に参画しないものとする。
 - ①親族関係又はそれと同等の親密な個人的関係
 - ②選考の対象である活動を企画した者である場合
 - ③選考の対象である活動の指導を行う者若しくは出演者又は出品者である場合
 - ④密接な師弟関係
 - ⑤上記①から④に掲げるもののほか、利害関係を有すると考えられる関係
- (3) 選考過程については、非公開とする。又、選考審査員及び推薦委員は、選考に関して知り得た秘密を漏らしてはならない。選考審査員及び推薦委員でなくなった後においても、同様とする。

- (4) 文部科学大臣は、被表彰者としてふさわしくない非行行為、被表彰者に係る提出書類に不実又は虚偽の記載の事実が判明した時は、被表彰の決定を取り消すことができる。